



# 住宅安心リフォーム補助金



大切な我が家に安心して住み続けていただくための  
鳴門市のリフォーム補助制度です

ほとんどのリフォーム  
工事が対象です

**最大 20 万円**  
**×8 戸追加募集 (先着順)**

外壁塗装

屋根塗装

キッチン  
取替え

クロス・床  
張り替え

置入れ替え

浴室・トイレの  
改修

## 申込受付期間

**平成30年6月4日（月）～7月31日（火）**

※今回は追加募集となりますので、事前申込は不要です。

前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度補助金を受けられます。

詳細については  
裏面をご参照ください



## 対象となる方

次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。

- ▶市内に住民登録を行っている方
  - ▶世帯全員の前年度所得(平成28年1月1日～平成28年12月31日)の合計金額が550万円未満の方
  - ▶補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
  - ▶市税の滞納が無い方
  - ▶現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
- ※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度補助金を受けられます。



## 補助金の額

▶補助対象工事費(税込)の**20%**で**20万円を上限**とします。



## 対象とならない工事

- ▶新築、改築及び増築工事
  - ▶門扉、塀及び造園工事等の外構工事
  - ▶家電製品、家具、カーテンなどの備品購入費など
- ※対象とならない工事が他にもありますので、詳しくはまちづくり課でご確認下さい。



## 補助金交付申請について

▶補助金交付申請書に必要書類を添えて、まちづくり課までご提出ください。補助金交付申請書を審査し、後日、交付決定通知を郵送しますので、通知を受け取った後工事に着手してください。

**今回は追加募集となりますので、事前申込は不要です。**

**募集戸数は8戸とし、先着順で受け付けます。**

※補助金交付申請受付期間：**平成30年6月4日(月)～7月31日(火)**



## 対象となる住宅

- ▶補助対象者が居住している市内の住宅

※マンション等（賃貸は除く）の集合住宅は補助対象者が専有する部分  
※併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分



## 対象となる工事

次の条件を全て満たす必要があります。

- ▶補助の対象となる工事費が**20万円(税込)以上**の工事
- ▶市内に本店を有する施工業者、又は市内に住宅を有する個人の施工業者が行う工事
- ▶**平成31年3月15日まで**に完了する工事
- ▶補助金の交付決定後に着手する工事

## お問い合わせ

鳴門市経済建設部まちづくり課 建築担当

TEL 772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL 088-684-1164